

原 著

韓国京畿道教育庁における子ども・若者の自殺対策に関する調査

吉野さやか*1、朴 恵善*1、堀口泰代*1、本橋 豊*1

要旨

子ども・若者の自殺対策において、児童生徒が一日の半分以上の時間を過ごす学校を中心とした取組は重要である。韓国では、学校や教育行政を所管する教育庁が、青少年に対する相談支援体制の整備と、学校を中心とした自殺予防教育プログラムの実施等、子ども・若者の自殺対策の推進に大きな役割を果たしている。自殺総合対策推進センターは、日本における子ども・若者の自殺対策に対して有用な示唆を得ることを目的として、広域行政区の教育庁の中で最大規模の京畿道教育庁を視察訪問し、聞き取り調査を実施した。その結果、京畿道教育庁では、児童生徒への相談支援等に関して、外部の相談支援専門機関との日常的な連携・協力体制を構築していること、韓国では Wee プロジェクトにより青少年に対するセーフティーネットワークを全国的に構築していること、学校において死の準備教育を実施するとともに、子どもやその保護者、教員に対する新しい教育プログラムの開発と普及を行っていることなどの先進的な取組の実態について明らかとなった。また、韓国では子ども・若者の自傷やメディアの不適切な利用に関する課題が社会問題となっている状況も明らかとなった。本調査で得られた知見は、日本における子ども・若者の自殺対策を推進し、寄与すると考えられた。

Keywords : 自殺対策、子ども・若者、学校教育、相談支援体制、韓国

1. 緒言

日本の自殺死亡率は、平成 22 年以降は低下を続けているものの、年齢階級別にみると 30 歳代以下の低下率は、40 歳代以上に比べて小さい¹⁾。また 10 歳から 39 歳までの各年代の死因の第 1 位は自殺であり、その死亡率も他の先進国 (G7) などに比較して高く、日本の子ども・若者の自殺に関する現状は深刻な状況にある¹⁾。

日本の子ども・若者の自殺対策として、学校教育の場において、「児童生徒の SOS の出し方に関する教育」が全国的に推進されている²⁾。SOS の出し方に関する教育は、自殺の予防に特化した特別な知識を教えるものではなく、生きることの包括的な支援の一環として行われている。小学校児童や中学校・高等学校生徒を主な対象として、信頼できる大人を身近に見つけることの大切さを伝え、日常生活上の困難に直面したときに、信頼できる大人に支援を求める習慣を身につけるこ

とを目標としている。授業や演習を通して、自尊心の涵養と命の大切さについて理解し、困ったときは周囲に助けを求めても良いと知ることを主眼としたプログラムである^{3,4)}。

大韓民国 (以降、韓国) の 2018 年の自殺死亡率は、24.6 (2016 年) と OECD 加盟国の中で最も高く⁵⁾、早急な対策が求められている。子ども・若者の自殺対策として、韓国では、学校不適応に関する問題が顕在化してきたことを背景に、児童生徒への相談支援や予防教育の在り方が議論されてきた。その結果、2008 年 5 月に、李明博大統領直属のプロジェクトとして「学校安全マネジメントシステムの構築」が選定され、同年から学校不適応の児童生徒の予防や支援を総合的に行う Wee プロジェクトが立ち上げられた⁶⁾。このプロジェクトは、青少年への相談支援を包括的な観点で行うものであり、その理念は日本の自殺対策にも通じる取組であると考えられる。

韓国では、ドイツにおける死に関する教育観を重視し、学校教育の中で死について取り上げるプ

*1 自殺総合対策推進センター

プログラムを実施している。ドイツの死生学研究者である Alfons Deeken は、「死の教育 (death education)」について、いかに最後まで人間らしく生きていくかという、生きるための教育 (life education) であると説き、生と死とは一体となったものであり、両面から学ぶべきであるとした⁷⁾。しかし、学校教育で死をテーマとして取り上げるには解決すべき課題などが多くある⁸⁾。韓国における死の準備教育プログラムの実際を学ぶことは、日本の子ども・若者の自殺対策における死の概念の取扱いにも参考になると思われる。

自殺総合対策推進センターでは、韓国における青少年の相談支援体制や学校における死の準備教育などの新たな教育プログラムについて最新の情報を収集するため、韓国の行政区の1つである京畿道の教育庁にて、視察及び聞き取り調査を実施した。京畿道教育庁は、子どもやその保護者、教員を対象とした多くの自殺予防教育プログラムを実施しており、日本の子ども・若者の自殺対策において参考にすべき点が多くあると考えられる^{9,10)}。本論文の目的は、京畿道教育庁における子ども・若者の自殺対策の取組の実際を明らかにし、日本における自殺対策への含意について検討することである。

2. 方法

韓国北西部の広域行政区である京畿道は、全国の27%の学生を抱え、教育公務員は約5万人おり、韓国の中でも学校、学生、教員の多い区域である。京畿道教育庁は、道庁所在地の水原市にあり、約60名のスタッフがいる。2014年より4つの部署が設けられ、学校を取り巻く様々な問題に対して先進的な教育プログラムやマニュアルなどを開発している。教育庁の中で、特に学校や家庭を取り巻く諸問題、児童虐待、自殺などの対応を行っている部署が、学生危機支援センターである。学生危機支援センターには総勢8名のスタッフがおり、京畿道内の自殺対策を指揮し、学校における自殺予防教育を積極的に推進している。

2019年10月に、自殺総合対策推進センターの調査団は、韓国水原市の京畿道教育庁を訪問し、学生危機支援センター長のA氏に聞き取り調査を実施した。調査を実施する際には、口頭でインフォームド・コンセントを得た。

主な調査項目を、京畿道教育庁の概要、青少年への相談支援体制、Weeプロジェクト、学校における自殺対策の教育プログラム、自殺対策におけるメディアに関する課題などとした。

研究倫理に関して、本研究は団体の取組内容についての調査であり、人を対象とした研究ではなく、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」の対象外であると判断した。

3. 結果

(1) 韓国における子ども・若者の自殺の現状

韓国では自殺者の低年齢化が徐々に進んでおり、小学生の自殺の件数も増加している。子どもなどの低年齢者における自殺は、その友人だけでなく、保護者に与える心理的影響も大きいため、学校の友人などの子どもを対象とした支援プログラムの他、大人の保護者向けのプログラムも重要である。さらに、自傷行為を含めた自殺未遂の件数や、異なる文化的背景を持つ子どもたちの自殺も増加傾向にあるため、より包括的な支援が求められている。

(2) 京畿道教育庁の概要

京畿道教育庁は、1956年に設立され、現在、京畿道内にある幼稚園(約2,200校)、小学校(約1280校)、中学校(約630校)、高校(約470校)をすべて管轄している(大学は教育府の管轄となるため含まれない)。庁内には精神保健の専門的・技術的な業務を担う部署は設けず、必要な場合には、常に外部の専門機関と連携できる体制を整えている。主な連携先は4種類ある。第1の連携先は警察署であり、たとえば自殺の危険が高いまたは自殺が起きた際の緊急対応において協力している。第2の連携先は青少年相談福祉センターであり、児童生徒に関する学校や家庭、地域における

諸問題への対応チームを置き、密に連携をとっている。第3の連携先は精神保健福祉センターであり、主に学校教育場面で生じる精神保健福祉に関する問題について連携している。第4の連携先は健康家庭支援センターであり、児童生徒を取り巻く家庭の問題について扱う場合に連携している。京畿道教育庁は、児童生徒の支援体制を強化するために、京畿道内にとどまらず全国の関係機関と連携しており、公的機関と民間が共に協力体制を築くべく尽力している。

(3) 児童生徒への相談支援体制

京畿道教育庁内に、2016年に青少年センターが設立された。青少年センターの主な業務は、児童生徒の危機対応と支援である。児童生徒に対する相談支援を実施し、学校を取り巻く諸問題に関する予防教育に取り組んでいる他、自殺が起きてしまった際の事後介入等も行っている。青少年センターは、当初は学校における暴力の増加に対する相談支援機関として、学校外に設置された。その後、児童生徒の相談支援体制を強化するにあたり、必要に応じて学校内にも青少年センターが設置されるようになり、さらには相談士、社会福祉士、専門相談士なども配置されるようになった。

京畿道に相談士は約1,700人おり、児童生徒の相談を受ける専門相談士が約1,300人、相談士の資格を持った支援員が約300人である。専門相談士は公務員であり、国家試験合格後、教育庁により採用され、学校機関に配属される。専門相談士は、全員が常勤職員として採用されるため、学校内における児童生徒の相談にいつでも応じることができるという強みもある。

2019年3月1日以降は、教育福祉に関する課題にさらに対応できるように青少年センターの体制が一層強化された。教育福祉士の資格を持った人材が約130人配置され、子どもたちの心理支援の他、学校と家庭をつなぐ役割を担う。児童虐待に関する問題も扱い、虐待を受けたことが心の傷となって将来的に自殺へとつながることを防ぐため、被害者のトラウマ支援を含む様々な活動を

行っている。

青少年センターは、現在では、学校を取り巻くあらゆる問題に対する総合支援を実施している。

(4) 京畿道における Wee プロジェクト

Weeとは、「We」、「Education」、「Emotion」の頭文字をとった造語である。Weeプロジェクトは3層のセーフティネットで構成されている。すなわち、学校に設置されている Wee class、教育庁に設置されている Wee center、広域市・道教育庁に設置されている Wee school である。

Wee class は、第一次支援機関として位置づけられ、日本における相談室の役割を果たす学校カウンセリングセンターである。相談士の資格を持った教師が対応し、学業不振、対人関係、いじめ、校内暴力、非行などの早期予防と支援を主とした学校内における様々な問題に対応している。

Wee center は、第二次支援機関として位置づけられ、児童生徒のカウンセリング機関の役割をもち、学校における対応が困難な事例を扱う。より専門的な対応が必要な児童生徒に向けた相談支援機関として、専門の相談士が継続的に対応する。家庭型と病院型の大きく2種類があり、病院型では精神科治療も担う。

Wee school は、第三次支援機関としての役割を担う。学校や教育庁から依頼を受け、より深刻な状態にある児童生徒に対応する相談支援機関としての機能を持つ。6か月間の長期支援を実施しており、寄宿型施設を利用した全寮制と通学制がある。

Wee プロジェクトの3層のいずれにおいても、家庭や地域との連携が重視されており、官民一丸となって、韓国全土における児童生徒の安全対策に関する全国的なネットワークを確立すべく取り組んでいる。

(5) 学校における死の準備教育

学校における自殺対策教育として、年に1回、小学校では1回につき2コマ、中学校及び高校では1回につき4コマの時間数が、標準的に設けられている。京畿道教育庁では、小・中・高校の各

発達段階に応じて自殺予防教育プログラムを実施している。プログラムの多くは、苦痛を回避するために自殺を選択してしまう子どもたちがいるという現状を知り、生きることと死ぬことに関して洞察することから始まる。以前はゲートキーパー養成をテーマとしたプログラムが実施されることが多かったが、現在は、死を準備するための教育を行うことを主眼とし、子どもたちが死についてオープンに話すための死の準備教育プログラムが実施されている。

死の準備教育プログラムは、子どもたちが自殺についてどのように考えているのかという観点から開発されたプログラムである。最初に、子どもたち自身が死に関する自分の経験を共有する。すなわち身近な人や動物の死について取り上げ、どのような経験をして、その際にどのような感情が伴ったかについて話し合う。次に、自分自身が考える死というものについて話し合う。死とはどのようなものか、死そのものの意味について議論していく。さらに、教師が経験した死について子どもたちと共有するとともに、死とは、自分だけ、子どもまたは大人だけが経験するものではなく、皆が経験するものであるというメッセージを伝える。

本プログラムでは、死の経験が正しいか否かを議論することはしない。また、望ましい死や希望する死のあり方などについても取り上げない。あくまで人間が必ず迎える死というものについて、その意義や意味を考えること、また、死に伴う感情について共有し、誰もがいつかは死を迎えようという人生をどのように生きていきたいかについて話し合うプログラムとなっている。

死の準備教育プログラム以外にも、京畿道教育庁では自殺対策に関するプログラムを多数開発・実施しており、要請があれば京畿道外の地域への出張講演なども行っている。

(6) 児童生徒の自傷行為に対する対策

2016年頃から、児童生徒の心理的危機への対応と支援の事業の中で、とりわけ、自傷行為の問題

が深刻化している。2019年に京畿道内だけでも1,533件の自傷行為の事例が報告されている。

京畿道教育庁では、自傷行為への対応を担う専門職員を配置している。自傷行為発生後の支援としては、本人の家庭を訪問する相談支援プログラムや、児童生徒と日常的に接する担任教諭のためのプログラム（自傷行為を行った児童生徒への対応についての研修など）を提供している。

(7) 自殺発生後の対応

生徒に自殺が起きてしまった際の事後介入のために、京畿道教育庁では、専門員が24時間待機する体制を整えている。専門員は、教員の対応方法や子どもたちの模倣自殺を防ぐ役割などを担う。これらの介入は、青少年の相談福祉支援センターと連携して実施される。

(8) 若者の自殺とメディアとの関連

韓国では芸能人の自殺及びその報道の後、若者の自殺者数が増加する現象が度々発生している。2019年に韓国で若者らに人気のあった芸能人が自殺したことが報道された後、京畿道内では6名の若者が、自殺した芸能人と同じ方法で自殺を行った。2017年にも同様の事象があった。これらのことから、韓国では芸能人の自殺が若者らに強い影響を与える可能性が高いと認識されている。

またソーシャルメディアの自傷行為への影響の可能性についても、韓国では大きな関心事となっている。現にたとえば、注射器で血を抜くなどした行為を写真に撮ってソーシャルメディア上に掲載するといった事象が発生している。

京畿道教育庁では、若者の自傷行為や模倣自殺を防ぐために、主にインターネット上における自殺有害情報の監視と削除を行っている。しかし、学校やメディア関係機関に、自殺や自傷問題に関するメディアの影響について周知し、児童生徒への注意喚起を促してはいるものの、有害情報の掲載と削除は「いたちごっこ」の様相を呈しており、完全に撲滅することは困難である。

4. 考察

京畿道教育庁は、管轄する地域の学校や教育行政を所轄する機関であり、精神保健の専門的・技術的な業務を担う部署を設置していない。そこで、京畿道教育庁への視察及び聞き取り調査の結果を踏まえ、日本における子ども・若者の自殺対策について考察する。

京畿道教育庁では、常に外部の専門機関と連携できる体制を整えているとのことであった。人と人とのネットワークを構築するには、担当者間の情報共有が不可欠である。例えば、最近の日本の虐待事例では、学校と児童相談所、家庭と児童相談所、転出・転入先の児童相談所間などにおける相互の連携のあり方について問題点が指摘されている。京畿道教育庁では、関連する各機関の担当者が共に研修を受講し、プログラム開発時の情報共有、地域別の危機支援協議会などを行うことで、日常的に連携・協力体制の強化を図っており、我が国にとっても参考となる点があると考えられる。

また、学校における相談支援体制として、韓国ではすべての専門相談士が常勤職員であるため、いつでも児童生徒の相談に応じることができるという強みがある。一方、日本のスクールカウンセラーは非常勤職員であるため、週あたりの在勤日数が限られている。このような日本の状況と比べると、韓国の専門相談士の状況は利点が大いと思われる。

韓国における相談支援体制に関して考慮すべき課題のひとつとして、相談士に対する支援が挙げられるだろう。相談支援機関の業務は多く、激務であるがゆえに、高い専門性を持った人材が定着しないなどの問題がある。相談士の支援、働き方、専門的知識と資格を持った人材の育成などについて、早急な対応が求められる。

韓国における子ども・若者の自殺に関する問題として取り上げられていた内容のひとつに、メディアに関する課題がある。特に、自傷や自殺に関する情報がソーシャルメディア上に掲載される

ことによる自殺の誘発や、芸能人の自殺報道がメディアで大きく取り上げられることによる若者の模倣自殺の増加などは、喫緊の課題として挙げられていた。自殺に関するメディアの影響については、現在、日本でも大きく取り上げられており、ひとつの提言として紹介したい。

自殺総合対策推進センターでは、世界保健機構（WHO）が2017年に公表した自殺報道に関するガイドライン「自殺対策を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識」（以下、「ガイドライン」という。）を翻訳し、ウェブサイトで公開している¹¹⁾。ガイドラインによると、自殺に関するメディア報道は、模倣自殺を最小限に留めることもあれば、そのリスクを高めてしまうこともある。つまり、自殺事例における新聞やテレビなどのメディアによる報道のあり方によっては、後の自殺関連行動を増加させてしまう可能性があるとされる。メディア報道が自殺の増加をもたらす事象を、ゲーテの小説「若きウェルテルの悩み」の主人公の名前を取ってウェルテル効果と呼ぶ。ガイドラインでは、ウェルテル効果を生じさせないための方法として、6つの事項を挙げている。すなわち、1) 報道記事を目立つように配置したり、過度に繰り返したりしないこと、2) 自殺はよくある普通のこと、または前向きな問題解決策のひとつであるかのように紹介しないこと、3) 自殺手段を明確に表現しないこと、4) 自殺が発生した現場や場所の詳細を伝えないこと、5) センセーショナルな見出しを用いないこと、6) 写真、ビデオ映像、デジタルメディアへのリンクを用いないこと、以上の6つである。

一方で、自殺に関する責任ある報道を行うことによって、自殺や自殺対策に関する教育効果をもたらしたり、自殺のリスクがある人に別の行動を促したり、自殺関連行動を隠すことなく希望をもって対話をする気持ちにさせたりする可能性があると考えられる。メディア報道の保護的効果については、モーツァルトのオペラ「魔笛」に登場するパパゲーノの名前を取ってパパゲーノ効果と呼

ばれる。パパゲーノ効果を引き起こす報道のあり方として、ガイドラインには6つ挙げられている。すなわち、1) 支援先に関する正しい情報を提供する、2) 自殺と自殺対策に関する正しい情報について啓発する、3) 日常生活のストレス要因や自殺念慮への対処法、支援方法について報道する、4) 有名人の自殺報道は特に注意する、5) 自死遺族や友人へのインタビューは慎重に行う、6) メディア関係者自身が自殺による影響を受ける可能性があることを認識する、以上の6つである。ガイドラインによると、責任あるメディアの自殺報道が有益となる可能性に焦点化した研究は近年増えており、自殺念慮に関する対処方法を扱う教育効果を狙ったメディア報道は、自殺関連行動の減少を促すことが示唆されている。

2017年に策定された自殺総合対策大綱においても、「マスメディアの自主的な取組への期待」の項目があり、「マスメディアによる自殺報道では、事実関係に併せて自殺の危険を示すサインやその対応方法など自殺予防に有用な情報を提供することにより大きな効果が得られる一方で、自殺手段の詳細な報道、短期集中的な報道は他の自殺を誘発する危険性もある。(中略)国民の質権や報道の自由を勘案しつつ、適切な自殺報道が行われるようマスメディアによる自主的な取組が推進されることを期待する。」と記載されている。メディアには、従来の新聞やテレビ、ラジオだけではなく、インターネットやSNSを代表とするソーシャルメディアなどのデジタルメディアも含まれており、現代の生活と深く関わりがある。

デジタルメディアは、情報化社会における現代において必要不可欠なツールであり、特に若者たちは日常的なコミュニケーション手段として活用している。そのため、若者世代への影響は正負ともに大きいことが示唆される。多くの若者はデジタルメディアを自由に使いこなし、情報収集や日々のコミュニケーションに役立てている。しかし、若者をターゲットとした犯罪も多くあるのが現状であり、デジタルメディアを通じて不特定多

数に発信またはやり取りした結果、事件に巻き込まれてしまうことも少なくない。

日本で2017年に起きたいわゆる「座間事件」は、ソーシャルメディア上に自殺願望を書き込んだ9人の若者が誘い出されて殺害された事件であり、日本の社会を震撼させた。事件を受けて、デジタルメディアを活用した自殺対策は、国による喫緊の課題として取り上げられ、早急な対応が推進されている。デジタルメディアは、情報が瞬時に拡散されるという特徴を持ち、そのためモニタリングや制御が難しいという側面がある。ガイドラインでは、自殺や自殺対策に関する情報は、可能な限り多くの人に届くことを目指すべきだと指摘されており、デジタルメディアの特性が活かされることも考えられる。伝統メディアとデジタルメディアがともに、それぞれの特徴を最大限に活用した責任ある報道を行うことが期待される。

今回訪問調査を実施した京畿道教育庁では、社会全体で子ども・若者の自殺を取り巻く問題に対処すべく、教員と児童生徒が各々の職務や勉学を全うし、学校が安定した環境となるための取組を実施している。上述した自殺予防教育の他にも、自殺対策に関する優れたプログラムを多く実施しており、他の地域への出張講演なども行っている。より多くの地域においても相談支援体制が整えられることで、韓国全土における自殺対策はさらに推進されていくだろう。今後の成果と活躍が期待される。

5. 結論

京畿道教育庁への訪問調査によって、相談支援専門機関と日常的に連携・協力し、児童生徒への相談支援等の体制を強化していること、韓国では全国的にWeeプロジェクトにより青少年に対するセーフティーネットワークを構築していること、学校において死の準備教育を実施するとともに、子どもやその保護者、教員に対する教育プログラムの開発と普及を行っていることなどの先進的な取組の実態について明らかとなった。京畿

道教育庁では、学校を中心とした自殺予防教育プログラムを多く打ち出しており、社会の中の学校という位置づけによる包括的な支援に取り組んでいた。子ども・若者の自殺対策を推進するにあたって、学校現場における取組は欠かせない。韓国における関係機関との連携を重視した相談支援体制は、日本における子ども・若者の自殺対策においても有効であると考えられた。

謝辞 京畿道教育庁学生危機支援センター長のアン・ヘヨン氏には、貴重なお時間を割いて頂きました。心より感謝申し上げます。

付記 開示すべき COI 状態はない。

受付	2019.9.30
受理	2019.11.25

参考文献

- 1) 厚生労働省. 令和元年版自殺対策白書. 東京, 厚生労働省, 2019.
- 2) 自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～. 2017. https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/taikou_h290725.html (2019年9月30日閲覧)
- 3) 金子善博, 井門正美, 馬場優子, 他. 児童生徒の SOS の出し方に関する教育: 全国展開に向けての3つの実践モデル. 自殺総合政策研究 2018, 1 (1). 1-47.
- 4) 本橋 豊, 金子善博, 田中元基, 他. 学校の場合における自殺対策教育のエビデンス—海外のプログラムと SOS の出し方に関する教育の比較—. 自殺総合政策研究 2018, 1 (2). 12-13.
- 5) Organisation for Economic Co-operation and Development. Suicide rates. c2018. <https://data.oecd.org/healthstat/suicide-rates.htm> (2019年9月30日閲覧)
- 6) 栗原慎二, 宮村 悠, 森 恵梨菜, 他. 韓国の生徒指導についての一考察—韓国の学校・研究機関の訪問から—. 学校教育実践学研究 2015, 21. 17-23.
- 7) アルフォンスデーケン. 新版 死とどう向き合うか. 東京, NHK 出版, 2013.
- 8) 大曲美佐子. 小学校低学年の道徳教育における死に関する準備教育の現状. 日本教科教育学会誌 2009, 32 (3). 21-29.
- 9) 国立教育政策研究所 平成 24 年度報告書 未来の学校づくりに関する調査研究報告書. 第VI章 韓国における教育調査からの知見. 178-248.
- 10) 財団法人自治体国際化協会 (ソウル事務所) 韓国の教育自治.2004. http://www.clair.or.jp/jforum/c_report/pdf/254.pdf (2019年9月30日閲覧)
- 11) 自殺総合対策推進センター (訳). 自殺対策を推進するためにメディア関係者に知ってもらいたい基礎知識 2017年最新版. 2019. https://js-sc.ncnp.go.jp/file/pdf/Preventing_suicide_resource_for_media_2017_Jpn.pdf (2019年9月30日閲覧)